

〈国際セミナー〉

障害者権利条約制定への
国際NGOコーカスの活動について

2005年6月8日（水）
戸山サンライズ 2階 大研修室A

主 催：財団法人日本障害者リハビリテーション協会
協 賛：JDF（日本障害フォーラム）
後 援：独立行政法人福祉医療機構

目 次

開催趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
プログラム	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

講演要旨（日本語訳）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
講演要旨（原文）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
講師紹介	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
R I について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

報告要旨	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
報告資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
報告者紹介	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

開催趣旨

2001 年 12 月の国連総会決議で設置が決定した、障害者権利条約案を検討するための特別委員会は、すでに 5 回開催されました。第 3 回特別委員会以降は、2003 年 1 月の特別委員会作業部会でつくられた条約草案について、各条ごとの交渉が行われています。特別委員会では、国際 NGO コーカスと呼ばれる、多くの国際 NGO から構成されるゆるやかなネットワークが、障害者権利条約について NGO としての意見を集約し、それを条約交渉に反映すべく活発な活動を展開してきています。この度、国際 NGO コーカスの中心メンバーのひとつでもある、RI（国際リハビリテーション協会）のトーマス・ラガウォール事務総長の来日を機に、JDF（日本障害フォーラム）協賛、独立行政法人福祉医療機構後援により、6 月 8 日に国際 NGO コーカスの活動についてご講演いただく国際セミナーを開催することといたしました。

現在検討されている障害者権利条約の内容について皆様に広くご関心を持っていただき、ご理解をいただければ幸いです。

プログラム

総合司会 松友 了

- | | |
|------|--|
| 1:30 | 開催挨拶
主催者挨拶 片石修三 日本障害者リハビリテーション協会常務理事
協賛者挨拶 児玉 明 JDF（日本障害フォーラム）代表 |
| 1:40 | 講演 「障害者権利条約制定に向けて」
講師 トーマス・ラガウォール RI 事務総長 |
| 3:00 | 休憩 |
| 3:15 | 報告 「障害者権利条約制定へ向けた日本の取り組み」
報告者 金 政玉 JDF 権利条約委員会委員長 |
| 3:45 | 質疑応答・討議
コーディネーター 藤井 克徳 JDF 幹事会議長 |
| 4:20 | 閉会挨拶 上田 敏 日本障害者リハビリテーション協会顧問
(RI ナショナル・セクレタリー) |
| 4:30 | 閉会 |
-

国連障害者権利条約制定に向けて

2005年6月8日 東京

RI 事務総長 トーマス・ラガウォール

背景

1960年代後半から1970年代にかけて、市民権及び女性の権利を主張する運動に触発され、障害者が権利を要求し始めた。その後1981年に、国連が国際障害者年を宣言したことにより、世界に向けて強力かつ重要なメッセージが送られ、障害者運動における新たな国際時代の幕が開いた。1982年には、障害者の生活条件を改善することを目的とした決議である、国連世界行動計画が発表されたが、これは国際的に意識を向上させる画期的な出来事であった。同計画の第164項では以下のように述べられている。

「障害者に直接もしくは間接に影響をもたらすであろう国際規定、規約その他文書の準備及び運用に責任を有する国連のシステム内の組織及び機関は、そうした文書において障害者の状況を十分考慮に入れるよう確保すべきである。」

翌年に始まった国連・障害者の十年（1983年から1992年）では、障害者の生活条件を改善する計画を実施することが世界の国々に求められた。しかし、1987年のストックホルムにおける国連・障害者の十年に対する中間評価では、あまり進展がないことが確認された。中間評価に参加した者たちは、積極的な改革を起こすためには、国連障害者権利条約が必要であると痛感した。それから数年後、イタリア及びスウェーデンがそのような条約を提案した。しかしその要求は世界の国々によって却下され、その妥協案として障害者の機会均等化に関する基準規則（以下基準規則とする）が、1993年国連総会で採択された。これは重要な前進ではあった。しかし、基準規則には法的拘束力はないのである。

1999年、RIは2000年代憲章を宣言した。それは、「加盟国に国連障害者権利条約の制定に対する支持を要請する。」という内容であった。同憲章はまた、「CBR（地域に根ざしたりハビリテーション）を国内および国際的に広く推進し、サービスを経済的に利用しやすく、かつ持続して利用できるようにする。」と謳っている。

各国政府および障害者団体の人々の多くは、当時そのような国際条約を要求することは時期尚早であり、世界は国連条約に対する準備ができていないと語った。

2001年8月、南アフリカのダーバンにおける世界人種差別撤廃会議の際に、メキシコが参加各国に対し、障害者権利条約の必要性を訴えた。そして、その後同じ年に、国連総会において、どのようにすればこのような条約を作成できるかを調査研究することが決定された。

以来、五回にわたり国連特別委員会が開催され、世界の大部分の国々といくつかの国際的なNGOが現在共同で国連障害者権利条約制定のために作業を進めている。今後2、3年以内には条約に関する協議が終えられ、それから先は、各国政府が条約を批准・実施するよう、そして条約が広く知られるところとなり、世界中で使用されるよう、確実に計らっていくことが、私たちすべての義務となるであろう。

第一回特別委員会：	2002年7月29日－8月9日
第二回特別委員会：	2003年6月16日－27日
作業部会会議：	2004年1月5日－16日
第三回特別委員会：	2004年5月24日－6月4日
第四回特別委員会：	2004年8月23日－9月3日
第五回特別委員会：	2005年1月24日－2月4日

国連障害者の権利及び尊厳に関する条約の制定に向けて活動している、特別委員会前議長であるエクアドルのルイス・ガレゴス大使は、「障害は、われわれすべてが合意に達しなければならない崇高な大義である。」と語った。

ガレゴス大使は特別委員会の議長を引き受けたとき、それを容易な仕事だろうと感じていた。「いったい誰が障害者に反対できるのか？」と。しかし、オーストラリアのシドニーで開かれた最近の RI のセミナーにおけるプレゼンテーションで同大使は、障害問題がいかに複雑で、また時に困難であるかを知り、驚いたと述べた。そして、「権利条約は、資源及び文化その他の環境要因に応じて柔軟に実施されるとともに、さまざまな状況に応じて解釈することができる生き文書でなければならない。」と付け加えた。

なぜ条約が必要なのか？

障害者は世界中のあらゆる社会において差別されている。われわれはこれまで障害者が存在しないかのごとく、すべての人間が、歩き、聞き、見、そして周りの人々からの複雑なメッセージを理解できるかのように、自分たちの社会を設計し、建設してきた。自分たちとは異なる人々のニーズを考慮できないということは、人間誰もが犯してしまう誤りである。

差別は故意には行われず、間接的であることが多い。たとえば、障害者がある特定の職業につくために勉強したいと考えた場合、大学がアクセシブルでないという理由から別の職業を選ぶよう助言を受けることがある。

態度を変えることは重要であるが、それだけでは十分ではない。障害者が人権を享受できるよう保証するためには、法的な文書が必要なのである。障害をもつアメリカ人法があるアメリカ合衆国、及び同様な法律があるイギリス、オーストラリア、デンマークその他の国々の例を見ても、法的文書の重要性は明らかである。これらの国々すべてにおいて、法律の改正の結果、アクセシビリティと法的保護が著しく改善された。

前国連基準規則報告者のベンクト・リンドクビスト氏によって1997年に実施された世界的な調査では、親としての役割、所有権、政治的権利および司法にアクセスする権利などの分野において、障害者が深刻な差別を受けていることが報告された。たとえばいくつかの研究によれば、障害のある児童が義務教育を受ける割合は、多くの国々において障害のない児童に比べて非常に低いことがわかっている。

障害問題は従来、社会開発問題とみなされてきた。そのため、障害者の権利に対する重大な侵害があったとしても、権利の侵害としては報告されてこなかった。精神障害者が何年もの間、自分の意思に反して施設に収容され、それを訴えることもできずにいる場合、或いは脳に損傷を与えたり生命を失ったりするような強制介入や強制治療を受ける場合、それは人権及び人間としての尊厳に対する侵害である。

貧困および国連ミレニアム開発目標

国連は2000年にミレニアム開発目標を発表し、191の加盟国すべてが、2015年までにこれを達成すると誓約した。2005年9月には、そのプロセスの評価のために、世界のリー

ダーによるサミットがニューヨークで開催される予定である。

8つの目標：

- ・ 極度の貧困と飢餓の撲滅
- ・ 普遍的初等教育の達成
- ・ ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
- ・ 幼児死亡率の削減
- ・ 妊産婦の健康の改善
- ・ HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止
- ・ 環境の持続可能性の確保
- ・ 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

8つの開発目標のいずれも障害については言及していない。もし今日目標が設定されたならば、障害者の状況も盛り込まれていたであろうことは確実である。これは国連条約制定に向けた作業がもたらした、間接的ではあるが一つの重要な影響といえる。

更に非常に重要なのは、貧困と障害の関連性である。12億5千万人の人々が、一日当たり1 US ドル未満で生活しており、それとは別に20億人が、一日当たり2 US ドル未満で暮らしている。これは、世界の人口の半分は一日当たり2 US ドル未満で暮らしているということを意味する。更に、世界の障害者人口の75－80％は、南、すなわち発展途上国で生活している。そしてそのほとんどはリハビリテーションや学校或いは教育へのアクセスを全くもたず、差別を受けていることが多い。この貧困と障害のつながりは十分に立証されており、条約について協議する際に考慮しなければならない。

南北格差はまた特別委員会においても顕著であり、各国政府間、そして時には NGO の間でも見られる。われわれすべてが条約を必要としているのだが、南の人々は北に住むわれわれよりもずっと条約を必要としているといえる。更に条約は北の国々に対して、北の人々もまた条約で述べられている考え方に即して生き、障害者の権利と尊厳を推進する世界的な責任を担う一員となることを受け入れるようプレッシャーを与えるであろう。

一例として、ポリオはずっと昔に撲滅できたはずだが、貧困、武力闘争、偏見及び政治的な責任の欠如により、広がり続けることが可能となっているのである。アラビア半島南端のイエメンでは、これまで何年もの間、新たなポリオの患者は見られなかったが、今年になって新たな患者が数人見つかった。これは宗教的な指導者たちが人々に予防接種を受けないよう語っている北ナイジェリアから伝わった後、巡礼者がメッカへ旅した際に広まったと思われる。

ポリオはまた他にもインドやパキスタンおよびインドネシアでも発生しているが、これは広範囲にわたるリハビリテーションプログラムと、国際的な支援が必要とされていることを意味する。

ポリオなどの障害の防止は、協議中の国連条約の一部にはなっていないが、ポリオの人々も障害問題により積極的にかかわっていくことにより、生活条件が改善されるとともに、それがこの予防可能な疾病を撲滅するキャンペーンにもなるであろう。

ニューヨークでの特別委員会には、日本からの数名を含め、NGO の積極的な参加があった。障害者団体の積極的な参加により、各国政府に対し、同意に達するだけでなく、確実によい条約を作成するよう圧力がかけられた。

現在の状況は？

いくつかの地域会議及び国内会議に加え、五回にわたる特別委員会と一回の作業部会会議が二

ニューヨークの国連事務局で開催された。10の地域会議はUN enable のウェブサイトにもリストアップされている。これらの会議のうち4つはバンコクで、1つは中国で開かれた。これは条約制定のプロセスにおけるアジア太平洋地域の重要な役割を示すものである。バンコク会議の1つで出された草案文書が、しばしば討議において引用されている。

以下の条文に関する徹底的な討議が行われてきた。

序文	
第4条	一般的義務
第5条	障害のある人に対する肯定的態度の促進
第6条	統計及びデータ収集
第7条	平等及び非差別
第8条	生命に対する権利
第8条第2次案	(障害のある人の安全)
第9条	法律の前における人としての平等の承認
第9条第2次案	(司法へのアクセス)
第10条	身体的自由及び安全
第11条	拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける 取扱い若しくは刑罰からの自由
第12条	暴力及び虐待からの自由
第12条第2次案	(自由なインフォームドコンセントの権利)
第13条	表現及び意見の自由と情報へのアクセス
第14条	プライバシー、家庭及び家族の尊重
第14条第2次案	(家族)
第15条	地域社会における自立した生活及びインクルージョ ン

来る8月1日―12日に開催される第六回特別委員会では、国際NGO コーカスによって提案された以下の条文について討議される予定である。

第15条第2次案	障害のある女性
第16条	障害のある子供
第17条	教育
第18条	政治的及び公的活動への参加
第19条	アクセシビリティ
第21条	健康(管理)
第21条第2次案	リハビリテーション
第22条	労働
第23条	生活水準及び
第23条第2次案	社会保障
第24条	文化
第24条第2次案	国際協力
第25条	モニタリング

いくつかの条文番号は抜けており、また障害のある女性に関する第15条第2次案のように追加された条文もある。条文番号の調整は後日行われる予定で、ニュージーランドのマッケイ大使が指摘したように、すべてについて合意が成立するまで討議が続けられる。

条約制定プロセスに参加しているNGOによる非公式な集まりである、国際障害コーカス内部では、さまざまな条文について徹底的に論議が交わされてきた。この動きを追い続けている人や、

また実際に討議に参加している人もこの場にいるであろう。

これまでの討議の中から、興味深いと思われるものをいくつかあげてみよう。

- 自己決定の権利
- 介入を拒否する権利
- 合理的配慮
- 法的能力/意思決定
- シェルタード・ワークショップ／保護雇用
- 文化的多様性

また、すでに知っている人もあるかと思うが、新議長団が最近選出された。議長団は会議の調整において重要な役割を果たす。

新議長団の構成は以下のとおりである。

- 議長：西ヨーロッパその他より、ニュージーランドのドン・マッケイ大使
- 副議長：ラテンアメリカより、コスタリカのジョージ・バレストロ氏
- 副議長：東ヨーロッパ諸国グループより、チェコ共和国のイヴァナ・グロローヴァ氏
- 副議長：アジア諸国グループより、ヨルダンのムタツ・ヒャッサート氏
- 副議長：アフリカからの副議長選出については、アフリカグループ内で現在協議中である。

RI の役割

RI は主として、8つの国際障害者団体（NGO）からなる国際障害同盟（IDA）と、国際障害コーカス内で、他の世界的な障害者団体と共同で活動している。しかし、RI は、RI ネットワーク内に政府代表としてかかわっている人々がいるため、独自の立場に立っているといえる。第五回特別委員会では、中国、フィンランド、イエメン及びバーレーンなどいくつかの政府代表団に RI のメンバーが参加した。

さらに RI は、障害及び人権に関するすぐれた国際的な報告書の著者の一人である、アイルランドのジェラルド・クイン教授の指導の下、RI の活動の舵をとる法律の専門家グループを結成した。

RI は国際障害者団体としては唯一ニューヨークに事務所がある団体であるため、国連や各国代表の多くと連絡をとることができる。

RI はまた、特に後発開発途上国といわれる経済的に貧しい国々の人々の参加を支援してきた。最近の特別委員会にも、タンザニアおよび東チモールなどの国の RI ネットワークから、国連ボランティア基金の援助を受けた人々が、少人数ではあるが参加した。

RI は条約制定に向けた活動において、条約の内容と条約の協議プロセスの両方に焦点を当て、二元的なアプローチをとってきた。

RI は、2，3例を挙げると、国連事務局と NGO の間の連絡係としての役割を果たすことにより、そしてごく最近では特別委員会のデイリーサマリーを提供することにより、条約制定のプロセスを支援してきた。デイリーサマリーの提供は、資金繰り、企画及び運営が必要とされる、非常に手間のかかる作業である。しかしこのようなサマリーは、会議に参加することができない障害者コミュニティの人々が、協議にかかわり続けられるようにすることができる、きわめて重要な手段なのである。

RI はまた、条約が国連総会で採択された場合、どのようなことが起こるかについて考え始め

た。採択後、条約は各国政府によって批准されなければ効力を発しない。191の国連加盟国のうち190カ国によって批准されている子供の権利に関する国際条約は、最もよく認識されている国際条約であるが、障害者権利条約もまた同様に受け入れられることが望まれる。

いったん国連によって条約が採択されれば、RIは一般大衆に向けて条約の重要性を教育する活動を行うとともに、障害のある指導者、サービス提供者および政府関係者が、条約の完全な実施に向けて有能な主唱者となることができるよう、特に発展途上国のニーズに重きを置きつつ、その能力開発の促進にあたるであろう。

条約を確実に広く知らしめるには、言語の問題が大きな壁となるであろう。障害者の80%は発展途上国に住み、191の国連加盟国のうち英語を第一言語としている国は10に満たない。われわれは確実に条約を広め、世界中の人々、特に貧しい国々の人々によってこの条約が理解されるよう努めていかなければならない。

私はこのプロセスに、大いにやる気を感じているが、同時に、多少の不安も感じている。というのは、すでに条約の必要性を受け入れてもらうために、そしてまた条約の文章を作成するために、非常に多くの資源をつぎ込んできたので、われわれはすでに疲れきっており、このすばらしい法律を世界中の何億人もの障害者の生活条件を改善するために利用する余力がなくなってしまうのではないかと心配だからである。そのようなことが無いよう、願っている。

Towards a UN Convention on Disability Rights

Tokyo, June 8, 2005
Tomas Lagerwall
RI – Secretary General

Background

In the late 60s and 70s, people with disabilities started demanding rights inspired by the civil rights and women's rights movements. The declaration of a UN international year of disabled people in 1981 was the beginning of a new international era in the disability movement, as it sent a strong and important message to the world. In 1982, the UN World Program of Action, a resolution aiming to improve the living condition of people with disabilities, was a milestone in raising international awareness. Paragraph 164 states:

"Organizations and bodies involved in the United Nations system responsible for preparation and administration of international agreements, covenants and other instruments that might have a direct or indirect impact on disabled people should ensure that such instruments fully take into account the situation of persons who are disabled."

The following UN International Decade of People with Disabilities 1983 – 1992 challenged the world's nations to implement plans to improve the living conditions for people with disabilities. A mid-term review of the Decade in Stockholm in 1987 showed, however, that not much had happened. Participants in the review felt that in order for positive change to occur, a UN Disability Convention was needed. A few years later, Italy and Sweden suggested such a convention. The request was however declined by the world's nations and as a compromise the Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities was accepted in 1993 by the UN General Assembly. While an important step forward, the Standard Rules are not legally binding.

In 1999, RI proclaimed the Charter for the New Millennium where it "calls on member states to support the promulgation of a United Nations Convention on the Rights of People with Disabilities." The Charter also says that "Community Based Rehabilitation should be widely promoted nationally and internationally as an affordable and sustainable approach to services."

Governments and many people in the disability community said at that time that calls for an international convention were premature and that the world was not prepared for a UN Convention.

In August 2001 during the international Conference on Xenophobia and Racism in Durban, South Africa, Mexico convinced the countries assembled of the need for a convention. Later that year, the UN General Assembly decided to investigate how such a convention could be elaborated.

Five UN Ad Hoc Committee meetings have been held since then and a majority of the world's nations and several international NGOs are now working together for a UN disability convention. I predict that within 2 – 3 years, countries will have negotiated a convention. It will then be up to all of us to make sure that governments ratify and implement the convention and ensure that the convention is well-known and used all over the world.

First Ad Hoc meeting:	July 29-August 9, 2002
Second Ad Hoc meeting:	June 16-27, 2003
Working Group meeting:	January 5-16, 2004
Third Ad Hoc meeting:	May 24-June 4, 2004
Fourth Ad Hoc meeting:	August 23-September 3, 2004
Fifth Ad Hoc meeting	January 24 – February 4, 2005

Ambassador Luis Gallegos of Ecuador, the former chair of the Ad Hoc Committee working towards a UN Convention of the Rights and Dignity of People with Disabilities, said: "Disability is a noble cause that we should all agree on."

When Ambassador Gallegos agreed to be the chair of the Ad Hoc Committee he felt it would be an easy job. "Who could be against people with disabilities?" he thought. At a presentation at a recent RI seminar in Sydney, Australia, he said he had been surprised to find out how complex and sometimes difficult disability issues could be. He added, "The Convention should be a living document allowing interpretation across a variety of contexts, as well as flexible implementation in relation to resources as well as cultural and other environmental specifics."

Why do we need a convention?

People with disabilities are being discriminated against in all societies all over the world. We have designed and constructed our societies, as if persons with disabilities did not exist, as if all human beings can walk, hear, see, and understand complex messages from people around them. The inability to take into consideration the needs of different citizens is a misconception of the human nature.

Discrimination is often unintentional and indirect. For example, when someone with a disability wants to study a certain career, that person might be advised to choose another career because the university is inaccessible.

Changing attitudes is important, but that is not enough. Legal instruments are needed to ensure that people with disabilities can enjoy their human rights. The examples from USA with ADA (Americans with Disabilities Act) and similar legislations in UK, Australia, Denmark and other countries clearly show the importance of legal instruments. In all of these countries, access and legal protection has improved considerably as a result of legislation changes.

A global survey conducted by the former UN Standard Rules Rapporteur Bengt Lindqvist in 1997 reported on serious limitations for people with disabilities in areas such as parenthood, property rights, political rights and the right to access to courts of law. For example, several studies have shown that access to compulsory education for children with disabilities is substantially lower than for non-disabled children in many countries.

Disability issues have traditionally been considered social development issues and subsequently even severe violations of disabled people's rights have not been reported as such. When people

with psychiatric disabilities are held against their will in institutions year after year without the possibility to appeal, or when they receive forced interventions or medications which damage their brains and destroy their lives, it is a violation of their human rights and their dignity as human beings.

Poverty and the UN Millenium Development Goals

In 2000, the UN outlined Millennium Development Goals (MDG), which all 191 UN Member States pledged to meet by the year 2015. In September 2005 there will be a summit by the world's leaders in New York to assess the process.

The eight goals are to:

- Eradicate extreme poverty and hunger
- Achieve universal primary education
- Promote gender equality and empower women
- Reduce child mortality
- Improve maternal health
- Combat HIV/AIDS, malaria and other diseases
- Ensure environmental sustainability
- Develop a global partnership for development

None of the eight goals mentions disability. If the goals had been launched today I am convinced that the situation of people with disabilities would have been included. This is one important but indirect impact of the work towards a UN convention.

Also of great importance is the connection between poverty and disability. 1.25 billion people live on less than 1 USD per day and another 2 billion on less than 2 USD per day. It means that half the world's population lives on less than 2 USD per day. In addition, 75 – 80 % of the world's disability population lives in the South, meaning in developing countries. Most of them have no access to rehabilitation, to schools or to education and they are often discriminated against. This connection between poverty and disability is well documented and is something we must take into consideration as we negotiate the convention.

The North-South dimension is also notable at the Ad Hoc meetings, between governments and sometimes also between NGOs. We all need a convention, but I would say that people in the South need it more than those of us who live in the North. In addition, a convention would put pressure on countries in the North to ensure that they also live up to the concepts put forth in the convention and accept being part of the world's global responsibility to promote the rights and dignity of people with disabilities.

As an example, polio could have been eradicated long ago. Poverty, armed conflicts, prejudice and lack of political commitments makes it possible for polio to continue to spread. Yemen on the southern tip of the Arabic peninsula had not seen new polio cases in many years until this year when several new cases were detected. It is assumed that they come from northern Nigeria where religious leaders told people not to accept vaccinations and it was spread when pilgrims traveled to Mecca.

Polio also occurs in India, Pakistan and Indonesia among other countries, which means that extensive rehabilitation programs are required and international support is needed.

While prevention of disabilities, e.g. of polio, is not part of the UN convention under negotiation, a stronger commitment to disability issues will lead to both better living conditions for people with polio and also better campaigns to eradicate this preventable disease.

There has been a strong participation by NGOs in New York during the Ad Hoc meetings including several people from Japan. The disability community's strong participation puts pressure on governments not only to come to an agreement but also to ensure that we get a good convention.

Where are we now?

Five Ad Hoc meetings and one working group meeting have been held at the UN Secretariat in New York in addition to several regional and national meetings. Ten regional meetings are listed on the UN enable website. Four of those meetings were held in Bangkok and one in China. This is a sign of the Asia Pacific region's important role in this process. A draft text from one of the Bangkok meetings is often referred to in the discussions.

A more in depth discussion has been held of the following articles:

Introduction

Article 4 General Obligations

Article 5 Promotion of Positive Attitudes to Persons with Disabilities

Article 6 Statistics and Data Collection

Article 7 Equality and Non-Discrimination

Article 8 Right to Life

Article 8 bis (Safety of People with Disabilities)

Article 9 Equal Recognition as a Person Before the Law

Article 9 bis (Access to Justice)

Article 10 Liberty and Security of the Person

Article 11 Freedom from Torture or Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment

Article 12 Freedom from Violence and Abuse

Article 12 bis (Right to Free and Informed Consent)

Article 13 Freedom of Expression and Opinion, and Access to Information

Article 14 Respect for Privacy, the Home and the Family

Article 14 bis (Family)

Article 15 Living Independently and Being Included in the Community

The plan for upcoming 6th Ad Hoc meeting which will be held from August 1 – 12 is to discuss the following articles with titles suggested by the International Disability Caucus:

Article 15 bis Women with Disabilities

Article 16 Children with Disabilities

Article 17 Education

Article 18 Participation in Political and Public Life

Article 19 Accessibility

Article 21 Health (care)

Article 21 bis Habilitation and Rehabilitation

Article 22 Work

Article 23 Standard of Living

Article 23 bis Social Security
Article 24 Culture
Article 24 bis International cooperation
Article 25 Monitoring

Some article numbers are missing and there are extra articles such as 15 bis on Women with Disabilities. Adjustments of the article numbers will be made later and as Ambassador MacKay of New Zealand has pointed out discussions goes on until everything is agreed upon.

There have been intensive discussions within the international disability caucus, an informal group of NGOs participating in the convention process, about the different articles and I am sure that some of you have been following and maybe also participating in the discussions.

Let me highlight a few things that I think have been interesting in those discussions:

Right to self determination
Right to refuse interventions
Reasonable accommodation
Legal capacity/Decision-making
Sheltered workshops/Supported employment
Cultural Diversity

You may also know that a new bureau has been recently elected. The bureau plays an important role in coordinating the meetings.

The composition of the new bureau is as follows:

Chair:	Ambassador Don MacKay, New Zealand, from Western Europe and Others
Vice Chair:	Jorge Ballesteros, Costa Rica, from Latin America
Vice Chair:	Ivana Grollova, Czech republic, from the Eastern European Groups of States
Vice Chair:	Mu'taz Hyassat, Jordan, from Asian States Group
Vice Chair:	Consultations are still ongoing within the African Group for the African Vice Chair

RI's role

Primarily RI works together with other global disability organizations within IDA – the International Disability Alliance which is composed of eight international disability NGOs – and the international disability caucus. RI, however, is in a unique position as we have several people within the RI network on government delegations. At the 5th Ad Hoc meeting RI people were on several government delegations including, China, Finland, Yemen and Bahrain.

In addition RI has gathered a group of legal experts under the leadership of Professor Gerard Quinn of Ireland, one of the authors of a leading international reports on disability and human rights, to guide RI's work.

The fact that RI is the only global disability organization with an office in New York has helped facilitate the process with many contacts with the UN and country delegations.

RI has also facilitated the participation of people from financially poor countries, in particular, what are called Least Developed Countries (LDC). A handful of people from within RI's network in countries such as Tanzania and East Timor (Timor Leste) attended the recent Ad Hoc meeting with UN Voluntary Fund scholarships.

RI has taken a dual approach to the work towards a convention by focusing both on the content of the convention and also on the process of negotiating the convention.

We have been facilitating the convention process by acting as a liaison between the UN Secretariat and NGOs and, more recently, by providing daily summaries of the Ad Hoc meetings, just to mention a few examples. Providing daily summaries is a very labor intensive process due to the fundraising, planning and implementation required, but the summaries are a vital tool as they allow people in the disability community that are not able to attend the meetings to stay involved in the negotiations.

RI has also started thinking of what will happen once the convention is accepted by UN General Assembly. It will then have to be ratified by governments before it will have an impact. The International Convention on the Rights of the Child is the most recognized international treaty as it is ratified by 190 of the 191 UN member states. We hope that a disability convention will have the same acceptance.

Once the convention is accepted by the UN, RI will work to educate the public on the importance of the convention, and will promote capacity building for leaders with disabilities, service providers and governments, with an emphasis on the needs in developing countries, so that they can be effective advocates for the full implementation of the convention.

Language will be an enormous challenge in making sure the convention is widely known. 80% of people with disabilities live in developing countries and less than 10 of the 191 UN countries have English as a first language. We have to ensure the convention is known and understood by people from all over the world and in particular in countries with limited resources.

I am very excited about this process but also somewhat concerned. We have put so many resources into getting acceptance for a need for a convention and secondly on formulating the texts that I hope we will not be too tired to make sure this fantastic instrument is used to improve living conditions for hundreds of millions of people with disabilities all around the globe.

トーマス・ラガウォール氏 プロフィール

2001 年 6 月～現在

RI 事務総長
RI 事務局本部勤務

(米国、ニューヨーク)

学歴
前職

ウプサラ大学行政学およびソーシャルワーク専攻
スウェーデン障害研究所企画部長
(Swedish Handicap Institute)
福祉機器に関する調査・研究、セミナーの企画など
に携わる。関わったプロジェクトの一例として、1992 年か
ら 1994 年のヨーロッパリハビリテーション工学に関する
研究（福祉機器の基準、支給、研修、調査研究等）などが挙
げられる。

それ以前

スウェーデン外務省（在ニカラグア大使館一等書記官など）
スウェーデン国際開発協力庁
(Swedish International Development Agency: Sida)

家族構成

夫人（コロンビア生まれ）と 2 人の子息（長男は、人類学者、次男は、現在スベ
イン・バルセロナ大学で経済学を専攻中。）

その他

- CBR (Community Based Rehabilitation: 地域に根ざしたリハビリテーション) をとおして障害をも
つ人のための適正技術の普及などに務めてきた。
- ラテンアメリカでの経験が深い。在ニカラグアスウェーデン大使館一等書記官時代には、主
に開発協力プログラムに携わったほか、1998 年にはニカラグアにおけるリハビリテーショ
ンプログラムの評価に参加した。障害分野では合わせて約 20 年の活動経験をもつ。
- スウェーデンでは、国連社会開発委員会特別報告者ベンクト・リンドクビスト氏（元スウェ
ーデン社会大臣）の右腕として、その活動を献身的に支援してきたこともあり、同氏から絶
大な信頼を得ている。
- 母国語のスウェーデン語の他に英語、スペイン語、ポルトガル語を自在に話し、フランス語、
ドイツ語も理解する。

【資料】RI(リハビリテーションインターナショナル)

2005年6月1日現在

RI (Rehabilitation International) は1922年に設立された、障害原因の予防、リハビリテーションおよび障害者の権利を推進することなどを目的とした国際団体。そうした目的実現の一環として、1980年代憲章および2000年代憲章を策定し、その国際的普及に務めている。加盟団体は76の国と地域から約140団体（政府機関、当事者団体を含む、国内民間団体および国際専門団体から構成）で、本部はニューヨークにある。RIは障害分野で国連の諮問に対し、意見を述べる障害関連国際団体のひとつ。また、障害者の機会均等化に関する標準規則（スタンダードルール）の特別報告者を支援する専門家パネルに代表を送っている。RIはIDA（国際障害同盟）にも加盟している。

日本では独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と財団法人日本障害者リハビリテーション協会が加盟している。

RIは世界を6つのブロックに分け、それぞれに地域委員会がある。日本はRIアジア太平洋地域委員会に含まれる。6つのブロックとは、アジア太平洋地域、アフリカ地域、アラブ地域、ヨーロッパ地域、ラテンアメリカ地域、北米地域である。

現会長は、マイケル・フォックス氏（オーストラリア）、事務総長は、トマス・ラガウォール氏（スウェーデン）である。

1. 専門委員会

RIには現在7つの専門委員会がある。（保健・生活機能、教育、雇用・就労、社会、ICTA：イタ：International Commission on Technology and Accessibility：住宅・交通・機器、レジャー・レクリエーション、組織）。

2. RI 諸会議

RIは4年に一度世界会議を各地域持ち回りで、またアジア太平洋、ヨーロッパ、および中東などで地域会議を地域内各国持ち回りで4年毎に開催し、障害原因の予防、リハビリテーションおよび障害者の権利推進に関する国際的交流・情報交換をはかっている。

2002年には大阪でアジア太平洋障害者の十年最終年記念大阪フォーラムの一環として第12回RIアジア太平洋地域会議が開かれた。

3. 国際シンボルマーク（ISA：International Symbol of Access）

RIの活動のひとつに、国際シンボルマーク（ISA：障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク）の推進がある。現在世界で使われるこのマークは、1969年にRIが今のデザインを採択し、使用にかかわる最低基準を示したもの。日本では日本障害者リハビリテーション協会が管理をまかされており、使用指針も作成している。

報告 障害者権利条約制定へ向けた日本の取り組み

JDF 障害者の権利条約推進に関する専門委員会
委員長 金 政玉(きむ・じゅんおく)

1. 国連・障害者権利条約特別委員会への派遣団の参加

・「2002年アジア太平洋最終年記念フォーラム」実行委員会として、国連・障害者権利条約第1回特別委員会(2002年8月)に派遣団が参加して以降、第2回特別委員会(2003年6月)からは、日本政府代表団に障害NGOの推薦者が加わる等、政府とNGOの具体的な協議と連携がはじまった。

・2004年1月の作業部会で作成された条約の草案(以下、草案と略)をもとに、JDF(日本障害フォーラム)準備会としての意見書の提出と、「討議資料」の作成を行い、「討議資料」の英訳版を第3回特別委員会に提出した。

(別添の資料参照)

・第3回(2004年6月)、第4回(同年8月)、第5回(2005年1月)の各特別委員会に派遣団を組織し、5名の国会議員(第4回特別委員会に参加)をはじめ、政府代表団と連携して参加した。

<各特別委員会及び作業部会への参加>

2002年8月 第1回特別委員会への派遣団の参加

2003年6月 第2回特別委員会への派遣団の参加

2004年1月 作業部会への参加

2004年4月 「障害者権利条約・国連作業部会草案に関する意見書」の提出(外務大臣宛)

5月 「討議資料」(作業部会草案の重要条項についての意見提起)の作成と英訳版を第3回特別委員会へ提出し、国連HPに掲載される。

6月 第3回特別委員会開催(派遣団の参加)

・草案の「第一読」と呼ばれる作業を行い、各国政府・NGOの意見が出される。

8月 第4回特別委員会開催(派遣団の参加)

・草案の前半部分について公式協議による二度目の読会と、第1条～第7条4までについての非公式協議を行う。

・同特別委員会の会期(8月23日から9月3日)には、日本政府国連代表部とJDF準備会が共催で、「労働と教育を中心とする合理的配慮」と「条約策定の意義」をテーマにサイドセミナーを行う。

2005年1月 第5回特別委員会開催(派遣団の参加)

・第7条5～第15条冒頭までについて非公式協議を行い、大枠での合意形成を目指す。

2. 政府との意見交換と勉強会の実施

・日本の障害NGOは、JDF結成以前から障害NGOの派遣団を結成しており、第1回特別委員会から毎回国連での議論に参加している。2003年6月の第2回特別委員会からは、障害当事者であり障害者の人権問題に詳しい東俊裕弁護士を政府代表団顧問として推薦、政府の議論に有効な示唆を与えてきた。

・2004年1月の作業部会の際は、JDF準備会(当時)の推薦で金政玉 DPI 日本会議事務局次長が政府代表オブザーバーとして参加、現在の条約交渉のたたき台となる「作業部会草案」の作

成に貢献した。

・外務省を窓口として関係省庁と特別委員会の前後を中心に意見交換や申し入れなどをおこなっている。2004 年 12 月にはこの条約のキーワードのひとつである「合理的配慮」をめぐる勉強会を開催し、関係省庁と率直な対話を継続的に進めている。

3. セミナーの開催

・2004 年 8 月 権利条約に関する初めての地方セミナーを京都で開催（リハ協主催、JDF 準備会協賛）。

・同年 10 月 JDF 設立記念イベントとして障害者権利条約と国内課題をテーマにセミナーを東京で開催し、多くの参加者に条約制定と JDF 設立の意義を伝えることができた。

・2005 年 2 月に超党派の国会議員による「国連障害者権利条約推進議員連盟」（以下、条約推進議連と略）の発足を契機に、3 月には議員連盟・JDF 共催で、障害者権利条約特別委員会議長のルイス・ガレゴス氏と ADA（障害をもつアメリカ人法）の研究者であるマイケル・スタイン氏を招いて「障害者の権利保障～権利条約と ADA」のセミナーを行った。

4. 国連障害者の権利条約推進議員連盟の発足と今後の連携

・条約推進議連は、本年 2 月に発会した時点で 123 名の衆参の国会議員が入会している。今後、条約と国内法との関連をどのように検討していくのか、特に差別禁止との関係、教育における学校を選ぶ権利と統合教育との関係、合理的配慮や教育・雇用等の問題が課題になっている。

・今後の条約推進議連との連携に向けては、議連における特別委員会への関心づくりとともに、条約に基づく国内法制の見直しに向けて関連テーマを設定したセミナーや学習会、ヒアリング等の取組みやマスメディアへの条約制定の意義に関する情報提供等を JDF から積極的ににはたらきかけていくことが重要になっている。

5. 権利条約制定に向けた取組みがもたらす効果

- ① 条約が障害者の権利にかかわる包括的内容を提起していることによって、国内の障害当事者団体をはじめとする障害関係団体の障害種別のちがいを超えた新しい具体的連携を創りだす促進剂的な役割を果たしている。
- ② 条約が一定の法的拘束力のある国際的基準（ルール）としての意義をもち、「差別の禁止とそのための条件整備が核心テーマ」となっているために、国内の障害者法制の見直しが従来の枠組みを超えた視点から検討されていく可能性をもっている。

【資料】「国連障害者の権利条約」策定に関する要望事項(要約)

下記の「要望事項(要約)」は、2004年1月の作業部会で作成された条約の作業部会草案(以下、草案と略)をもとに、JDF(日本障害フォーラム)準備会として作成した意見書(同年4月 外務大臣宛に提出)と、「討議資料」(作業部会草案の重要条項についての意見提起 同年5月)の両方を取りまとめて、第4回特別委員会開催前に、外務大臣宛(同年8月12日)に提出した要望事項の要約である。

◆ 要望1 障害の定義(草案第2条、3条関係)

(1)「障害」の定義について議論を進めるに当たっては、①社会モデルの視点を十分に念頭に置くこと、②障害という用語を広く定義すること、③現実にあるインペアメントに限定されないことについて十分注意してご検討いただきたい。

(2)また、「障害」、「障害差別」、「障害のある人」のそれぞれの定義の相互関連性・整合性という点にも十分留意してご検討いただきたい。

◆ 要望2 言語の定義

言語の定義(第3条関係)については、手話は言語であるという基本認識に立ち、言語権の保障という観点から自由権規約第27条との関連性を踏まえ、手話を言語として位置づけることが必要であるという観点からご検討いただきたい。

【草案第3条】

「言語」は、口及び耳による言語並びに手話を含む。

参考：【自由権規約第27条(少数民族の権利)】

「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

◆ 要望3 平等及び非差別(草案第2条、3条、7条)

(1)第3回特別委員会における日本政府の発言において、直接差別と間接差別の違いの基準、または「認識された障害」の基準が明らかでないため、草案第7条2項(a)の「差別とは、あらゆる区別、排除、制限であって…」の中に含まれることから削除を求めるという主旨の発言があった。しかし、現行法においては差別の定義に関する明文規定がない。

したがって①間接差別には、加害者に意図性のない無知や無理解による結果として放置される差別事象も含まれること、②「認識された障害」には、社会が認識する障害(例えば「ユニークフェイス」の当事者など)の場合も少なくないことを踏まえて、①②に関する一定の解釈指針が必要であることから、「差別の定義」に関する解釈指針についてご検討いただきたい。

【草案第7条2項(b)】

「差別は、あらゆる形態の差別(直接的、間接的及び体系的な差別を含む。)を含むものとし、また、現実にある障害又は認識された障害を理由とする差別を含むものとする。」

(2)草案第7条3項(差別の免責事由)については、既存の人権諸条約にはどこにも規定がない中で、ことさらに障害者の権利条約に特化して明記されている。「差別の免責事由」が明記された場合、各条の実体規定との関係で、既存の人権諸条約よりも下回るものになりかねない。

例えば運転免許の資格取得の場合を考えても、資格取得に必要な要件(技能等)を満たしているかどうかで個別的に判断されるべきで、一律に特定の障害に対して一定の制限をすることになれば、差別の放置・助長につながる恐れがある。第7条で位置づけると、「あらゆる形態の差別」

に適用される可能性がある。

【草案第7条3項】

「差別は、正当な目的により、かつ、その目的を達成する手段が合理的かつ必要である場合には、締約国が客観的かつ明白に十分な根拠を示す規定、基準又は慣行を含まない」

◆要望4 合理的配慮（草案第3条、7条、17条、22条）

（1）草案第7条4項では「(略) 合理的配慮を提供するためのすべての適当な措置（立法措置を含む。）」と規定しながら、「不釣り合いな負担を課す場合には、この限りでない。」としているために、障害のある人に対する結果としての不利益、差別的取扱いが放置されることにつながる恐れがある。関係主体が「不釣り合いな負担」に適切に対応できない場合には、関係主体の責任と能力に応じて、その「不釣り合いな負担」に関する部分的または全体的な評価を第三者機関が行うことができるための説明責任があるという方向でご検討いただきたい。

【草案第7条4項】

「締約国は、平等についての障害のある人の権利を確保するため、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を平等な立場で享有し及び行使することを保障するための必要かつ適当な変更及び調整と定義される合理的配慮を提供するためのすべての適当な措置（立法措置を含む。）をとることを約束する。ただし、このような措置が不釣り合いな負担を課す場合には、この限りでない。」

（2）「合理的配慮」という用語は、作業部会草案の実体規定においては、第3条（定義）、第7条（平等及び非差別）、第17条（教育）、第22条（雇用）で明記されている。少なくとも、これら4つの条文で明記された「合理的配慮」という文言自体は削除されるべきでない。さらに、これらの条文に加えて、草案第4条（本条約に定めるすべての権利に適用される一般的義務規定）及びその他の条文においても、「合理的配慮」を明示的に言及する余地は十分あるという認識に立ってご検討いただきたい。

【草案第17条2項(b)】

「必要とされる支援（教員…中略…又は障害のある生徒・学生の完全な参加を確保するための他の合理的配慮を含む。）を提供すること。」

【草案第22条(e)】

「職場及び労働環境における障害のある人の合理的配慮を確保すること。」

（3）「合理的配慮」の否定が公的分野か私的分野かを問わず障害差別であることを認めて、「合理的配慮」を提供するための締約国の義務が公的分野と私的分野の双方に及ぶことが重要であるという観点からご検討いただきたい。

◆要望5 強制医療、身体拘束、施設収容（草案第10条、11条、12条、15条、21条）

（1）草案第10条1項は、そのまま維持すべきである。他方、同条2項は、障害のある人が自由を奪われてもやむを得ないという認識と誤解を招く虞があるため、一旦削除し、自由権規約第9条を障害者特有のニーズを十分に考慮した条文として抜本的に修正した上で、新たに設けるべきである。この場合は言うまでもなく、既存の国際人権基準を下回るような規定とならないことに十分留意してご検討いただきたい。

【草案第10条1項、2項】

1. 締約国は、次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、障害を理由とする差別なしに、身体的自由及び安全についての権利を享有すること。

(b) 障害のある人がその自由を違法に又は恣意的に奪われないこと並びにあらゆる自由が法律で定めることなしに奪われず、かつ、いかなる場合にも障害を理由として奪われないこと。

2. 締約国は、障害のある人が自由を奪われた場合には、次のことを確保する。

(a) 人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、及び障害に基づくニーズを考慮して、障害のある人を取り扱うこと。

(b) 自由の剥奪の理由に関する十分な情報を利用可能な形態で障害のある人に提供すること。

(c) 次のことのための法的その他の適当な支援の速やかな利用を障害のある人に提供すること。
(i) 自由の剥奪の合法性を裁判所その他の権限のある独立のかつ公平な機関において争うこと
(この場合には、その者は、いかなるこのような訴えについても、速やかな決定を受けるものとする。)

(ii) 自由の剥奪について定期的な審査を求めること。

(2) 草案 15 条(自立した生活とインクルージョン)の(b)においては、「障害のある人が、施設への収容及び特定の生活様式を義務づけられないことを確保する」ための適当かつ効果的な措置をとる義務規定は維持する方向でご検討いただきたい。

【草案第 15 条(b)】

「障害のある人が、施設への収容及び特定の生活形式を義務づけられないことを確保すること。」

◆要望 6 教育(草案第 17 条)

(1) 第 17 条第 3 項における〔草案脚注 61〕の選択と、教育についての権利との比較に関しては、「選択できる環境の提供」こそが教育についての権利のまさに核心部分であるべきである(下線部分参照)。視覚障害教員がいて、点字の指導ができる盲学校、聴覚障害・ろうの教員がいて手話の指導ができる聾学校それぞれに関する適切で十分な情報提供が、本人、保護者に対して行われなければならない。また、普通学校に就学している視覚障害のある子に対しては専門機関としての盲学校からの支援が受けられる体制ないしシステムを作るべきであり、こうした条件整備が必要であるという観点からご検討いただきたい。

【草案 脚注 61】

「(略) 作業部会の構成員の中には、一般教育制度における障害児の教育が通則で、専門的教育サービスは例外であるべきだと考えた者もいる。他方、構成員の中には、あるアプローチが他のアプローチよりも望ましいという想定をしないで、専門的教育サービスは一般教育制度が不十分である場合に提供されるのみならず、むしろいつでも利用可能であるべきだと考えた者もいる。たとえば、構成員の中には、ろう児及び盲児が自己の集団において教育を受けることを認める必要性を強調した者もいる。後者のアプローチをとる場合であっても、作業部会は、一般教育制度か専門的教育サービスかを選択する個人の能力を制限することなく、障害のある生徒・学生が一般教育制度を利用できるようにするための明確な義務を国家がなお負うべきであると考えた。」

(2) 同条第 3 項(c)の「十分な説明に基づいて自由に選択」は非常に重要である。この条文に関しては脚注もついておらず論点となっていない。この条文のまま条約に盛り込まれるようご検討いただきたい。

【草案第 17 条 3 項】

3 締約国は、一般教育制度が障害のある人のニーズを十分に満たしていない場合には、特別の又は代替的な学習形態を利用可能なものにすることを確保する。いかなる特別の又は代替的な学習形態も、

(c) 一般制度か特別制度かを十分な説明に基づいて自由に選択することを認めなければならない。

◆要望 7 労働(草案第 22 条)

(1) 草案前書きの「締約国は、この権利を保護するための適当な措置をとる」(下線部分)場合には、障害者の職業リハビリテーションおよび雇用措置を効果的に推進するために、労使の代表的な団体および障害当事者および障害関係の代表的な団体がその協議に預かることはきわめて重要である。この点については、国際労働機関(ILO)の「職業リハビリテーションおよび雇用(障害者)に関する条約」(第 159 号条約)第 5 条にもそのことが謳われていることから、「代表的な使用者団体及び労働者団体並びに代表的な障害当事者団体及び障害関係団体はこの措置の実施に関して協議を受ける」ことを盛り込む方向でご検討いただきたい。

【草案前書き】

「締約国は、障害のある人の労働の権利を認める。この権利は、障害のある人の平等な機会及び取扱いを促進するため、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる

機会を含む。締約国は、この権利を保護するための適当な措置をとる。

(2) 障害者数等の保健統計はあっても、障害者の就業・雇用統計を作成している国は非常に少ないのが現状であり、障害者の就業・雇用状況を改善するためにも、その就業・雇用実態を把握することは、きわめて重要。近年、EUの雇用戦略では、従来の「失業率」の低下に代えて、「就業率」を上げることが目標にしている。そこには、障害者の場合もあてはまるが、さまざまな理由から非労働力化している人びとをできるだけ労働市場に参加できるようにする、あるいは、仕事を通じて万人を社会に統合しようという発想があり、その目標の基本指標として「就業率」を使用し、その結果も公表していることから、第22条の(a)項に続けて「締約国は、障害者の労働市場における就業状態を示す基本的指標として、「障害者就業率」(労働年齢期における障害者人口のうち、働いている障害者の比率)などの統計を作成すること。」を盛り込む方向でご検討いただきたい。

【草案第22条(a)項】

「障害のあるすべての人に開かれ、インクルーシブであり、かつ、アクセス可能な労働市場及び労働環境を促進すること。」

(3) 「合理的配慮」については、第3条「定義」の「合理的配慮の欠如」において規定されることと思われるが、その労働にかかわる内容としては、「障害のあるアメリカ人法(ADA)」の次の規定を参考にしてご検討いただきたい。

「(A) 従業員によって使用される現存する施設を障害者に容易に利用でき(アクセシブル)かつ使用可能にすること。

(B) 仕事の再編成、パートタイムまたは変更された勤務日程、空席の地位への配置転換、機器または装置の取得または改変、試験、訓練教材または方針の適当な調整または変更、有資格の朗読者または通訳の提供、およびその他、障害者のための同様な適応化」

【草案22条(e)項】

「職場及び労働環境における障害のある人の合理的配慮を確保すること。」

◆要望8 国際協力(付属書Ⅱ)

(1) 国際協力については、条文に取り上げること自体が重要である。条文に位置づけられなければ、障害者の国際領域において何をしていくのかという議論すらおこってこないというマイナス面を考慮してご検討いただきたい。

【関連規定：社会権規約第2条1項】

「この規約の締約国は、(略) 自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」

【関連規定：子どもの権利条約第4条】

「締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。」

(2) 現在の政府開発援助の問題点は、障害者だけを対象にした事業と、一般的な事業が乖離し、後者における障害者への配慮が欠けている点にある。障害者を対象とした国際協力事業だけでなく、一般住民を対象とした国際協力事業の恩恵にも障害者が浴しうるようにするため、バリアフリーガイドラインの策定と遵守を国際協力の原則とすることを条文として提案することをご検討いただきたい。

◆要望9 モニタリング(監視)

● 国際レベルのモニタリング(監視)

(1) 現在、条約体改革議論が国際レベルで進められ、既存の諸条約の目的達成を図る上でのモニタリング(監視)の合理化の必要性には一定の認識をもつが、本来は目的達成に向けて、人的資源や予算の増強を行い政治的意思の伸張を目指していくことがモニタリングの望ましい姿である。人権条約体の実効性と合理性(効率性)との両方の観点から、障害者権利条約の国際モニタリング(監視)を設けるという結論を日本政府としてもつ方向でご検討いただきたい。

(2) 障害者の権利条約を本当に履行させていくためには、実施措置の規定によって「障害者の権利条約委員会」を設置するというのがベストであるという観点から、その審議にあたっては次の点が明記されるようご検討いただきたい。

①NGOと関係機関を報告審査の中に位置づけることを条約に明記をすること。

②審査にあたる委員の審査にあたっては、だれが委員になるのか、当事者性をはっきりさせること。そうでないと提起される問題の意味も伝わらない。

③委員をサポートする機能が必要。人権高等弁務官事務所でいいのか、他の委員会と分断されない仕組みが大切であり、それに伴う資金の確保も必要である。

④どのような形で情報提供すればいいかを条約に明記すること。

● 国内モニタリング（監視）

(1) 政府部内のどこに調整機関を置くべきか明確にするとともに、調整機関に当事者の意思を反映させていくこと。障害者の権利条約では、少なくとも外務省の所轄部局と内閣府の障害者施策推進本部が政府内の総合的調整機能の役割を果たし、NGOの参画と意見を反映するための協議機関を設置する方向でご検討いただきたい。

【草案第25条第1項】

「締約国は、この条約の実施に関連する事項についての中心的な活動機関を政府内に指定するものとし、また、多様な部門及び多様な段階において関連のある活動を推進するため、調整機関の設置又は指定について正当に考慮する。」

(2) 「国内人権機関に関するパリ原則」(1993年)の主旨を踏まえて、第1に行政機関からの独立性と当事者性(委員構成における障害NGO委員の積極的な参画等)が確保され、救済を含めた条約の実施状況に関する監視を行うための仕組みを明確にすること。第2に実効性のある権限と役割をもたせるために、権利侵害の救済を明記した監視・救済委員会の設置法が必要であるという観点からご検討いただきたい。

【草案第25条第2項】

「締約国は、その法的及び行政的な制度に従って、この条約で認められた権利の実施を促進し、保護し及び監視するための枠組¹を国内で維持し、強化し、指定し及び設ける。」

以上

金政玉(きむ・じょんおく)氏 プロフィール

現在 D P I (障害者インターナショナル) 日本会議 障害者権利擁護センター所長
J D F (日本障害フォーラム) 権利条約委員会委員長

略歴

- 1955年 山口県下関市で生まれ、3才の時に小児マヒ(ポリオ)になる
在日韓国人2世
- 88年 東京都葛飾福祉工場(社会福祉法人・東京コロニー経営)勤務
- 92年 年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会の結成に無年金障害当事者として参加
- 97年 D P I 日本会議の事務局スタッフにつく
- 98年 D P I 障害者権利擁護センター事務局の常勤スタッフとなる

<国際セミナー>

「障害者権利条約制定への国際 NGO コーカスの活動について」

プログラム

2005 年 6 月 8 日

162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
日本障害者リハビリテーション協会
TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523

この印刷物は独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉）
基金の助成により作成されました。